五　平成二十一年一月一日から調整日の前日までの間に俸給表異動等をした職員であって次に掲げるもの（当該俸給表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成二十一年一月一日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成二十年一月一日から同年十二月三十一日までの間において休職等期間がある職員を除く。）

イ　平成二十一年一月一日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であって、平成二十年十二月三十一日に当該俸給表異動等があったものとした場合に、第一号又は前号に掲げる職員に該当することとなるもの

ロ　平成二十一年一月一日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者であって、当該新たに職員となった日から当該俸給表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第二号に掲げる職員に該当することとなるもの

六　平成二十一年一月一日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員（個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。）のうち、人事院の定める職員

七　前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事院の承認を得て定める職員

第二条　平成十八年四月一日から平成二十年十二月三十一日までの間において、休職等期間がある職員（休職等期間の末日の翌日から調整日の前日までの間に個別承認職員となった職員を除く。）であって、平成十八年四月二日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至ったもののうち人事院の定めるところにより、平成十九年昇給等抑制職員、平成二十年昇給等抑制職員又は平成二十一年昇給等抑制職員に該当するものとみなす。

第三条　特別の事情によりこの規則の規定によることが著しく不適当であると認められる場合には、あらかじめ人事院の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

（人事院規則一―三四の一部改正）

第二条　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次のように改正する。

別表の二の表に次のように加える。

規則九―一三二（平成二十四年四月一日における号俸の調整）	第一条第四項第七号、第五項第七号及び第六項第七号並びに第三条の承認に関する文書等	取得の日から五年

（人事院規則九―八―五七の一部改正）

第三条　人事院規則九―八―五七の一部を次のように改正する。

附則第五項中「平成十九年一月一日から平成二十二年一月一日まで（平成二十三年四月一日以後に新たに職員となり、同日において四十三歳に満たない者にあっては、平成十九年一月一日から平成二十一年一月一日まで）の間」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間又は日」に改め、同項に次の各号を加える。

一　次号から第四号までに掲げる職員以外の職員　平成十九年一月一日から平成二十二年一月一日まで

二　平成二十三年四月一日以後に新たに職員となり、同日において四十三歳に満たない者（次号及び第四号に掲げる職員を除く。）　平成十九年一月一日から平成二十一年一月一日まで

三　平成二十四年四月一日以後に新たに職員となり、同日において三十六歳に満たない者（次号に掲げる職員を除く。）　平成十九年一月一日から平成二十年一月一日まで

四　平成二十四年四月一日以後に新たに職員となり、同日において三十歳に満たない者　平成十九年一月一日

（人事院規則九―一〇七の一部改正）

第四条　人事院規則九―一〇七（再任用短時間勤務職員の俸給月額等の端数計算）の一部を次のように改正する。

第一項第二号中「第三項又は」を「第三項、」に改め、「同条第一項」の下に「又は国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号。次号において「給与改定特例法」という。）附則第八条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた同条第一項」を加え、同項第三号中「第六項又は」を「第六項、」に改め、「同条第一項」の下に「又は給与改定特例法附則第八条第六項の規定により読み替えられた同条第一項」を加える。

国会事項

国会職員の給与の改定及び臨時特例に関する規程

国会職員の給与の改定及び臨時特例に関する規程は、二月二十九日両議院議長において、次のとおり決定した。

国会職員の給与の改定及び臨時特例に関する規程

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　政府職員の給与の改定に準じた国会職員の給与の改定（第二条―第四条）
第三章　国会職員の給与の臨時特例（第五条―第九条）
附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　この規程は、政府職員の給与の改定に準じて国会職員の給与の改定について定めるとともに、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み一層の歳出の削減が不可欠であることから政府職員の給与の特例が定められることに準じて国会職員の給与等に関する規程（昭和二十二年十月十六日両院議長決定）等の特例を定めるものとする。

第二章　政府職員の給与の改定に準じた国会職員の給与の改定

（国会職員の給与等に関する規程の一部改正）

第二条　国会職員の給与等に関する規程（以下「給与規程」という。）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「三万五千百円」を「三万四千九百円」に改める。